

# ひがしどおり 議会だより No. 9 4



新たな年の安寧を願って  
～東通村の風景から～

## 目 次

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 議案審議結果・・・P2 | その他議会活動・・・P10 |
| 一般質問・・・P5   | 編集後記・・・P10    |

## 議案審議結果

議案は村提出のものや議員・委員会提出のものがあり、議員が質問等で議案内容への理解を深めた後、意思決定（可決・否決など）を行います。ここからは対象期間中に開催された議会の議案内容と結果をお知らせします。（対象期間：令和7年10月から12月まで）

### «第3回臨時会（令和7年11月26日）»

村から提案された条例案件4件、補正予算案件3件、その他案件1件の計8案件を審議しました。

議案番号	件 名	内 容
議案第50号 (原案可決)	東通村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に基づき、期末手当の率を改定。
議案第51号 (原案可決)	東通村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	同上
議案第52号 (原案可決)	東通村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に基づき、給料月額・寒冷地手当を引き上げ、期末手当・勤勉手当の率を改定。
議案第53号 (原案可決)	わが村の先生制度特区に係る東通村費負担教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同上
議案第54号 (原案可決)	令和7年度東通村一般会計補正予算（第4号）	給与改定に伴う給料及び職員手当並びに当初予算編成時に不確定であった人件費について補正。
議案第55号 (原案可決)	令和7年度東通村水道事業会計補正予算（第3号）	給与改定に伴う職員人件費について補正。
議案第56号 (原案可決)	令和7年度東通村下水道事業会計補正予算（第2号）	同上
議案第57号 (原案可決)	物品の購入について	東通村診療所及び老健のはなしやぶに整備した、放射性物質を除去するフィルタの使用期限到来に伴い、821万8,650円で購入し、更新するもの。

### «第4回定例会（令和7年12月5日～12月12日）»

村から提案された人事案件1件、条例案件3件、補正予算案件6件、その他案件2件の計12案件を審議しました。

議案番号	件 名	内 容
議案第58号 (原案可決)	東通村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて	委員が令和7年12月22日で任期満了となるため、現委員の古川正人氏を引き続き選任するもの。
議案第59号 (原案可決)	わが村の先生制度特区に係る東通村費負担教職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例	法及び青森県人事委員勧告に基づき教職調整額を引き上げるもの。

（次のページへ続く）

(続き)

議案番号	件 名	内 容
議案第60号 (原案可決)	東通村原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業基金条例	本基金の原資の交付金は令和7年度から令和16年度までの10年間で6億6,675万円が交付されるが、後年における事業への活用を図るため、本基金条例で積み立てるもの。
議案第61号 (原案可決)	東通村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	保育所やこども園等を利用してない乳幼児の短時間利用が可能となる法改正に伴い、制度運用のための条例を制定するもの。
議案第62号 (原案可決)	令和7年度東通村一般会計補正予算（第5号）	«主な内容» ◆民生費の障害者自立支援給付事業の増額 ◆土木費の村道維持整備設計業務委託料及び道路維持整備工事費の増額 ◆消防費の下北地域広域行政事務組合負担金の増額 ◆諸支出金の核燃料物質等取扱税交付金事業基金積立金の増額及び議案第60号に係る積立金を追加 ◆継続費は尻労漁村センター改修の補助金を令和7年度から令和9年度までの総額を2億9,234万7,000円として追加 ◆防災行政用無線更新事業は総額及び年割額変更措置
議案第63号 (原案可決)	令和7年度東通村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	事業確定見込みによる補正対応。
議案第64号 (原案可決)	令和7年度東通村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	事業確定見込みによる補正対応。
議案第65号 (原案可決)	令和7年度東通村介護保険特別会計補正予算（第2号）	«主な内容» ◆当年度の介護保険事業費 ◆システム改修に伴う委託費及び印刷製本費 ◆過年度分保険料返還金等の経費の計上
議案第66号 (原案可決)	令和7年度東通村水道事業会計補正予算（第4号）	事業確定見込みによる補正対応。

(次のページへ続く)

## 議案審議結果

(続き)

議案番号	件 名	内 容
議案第67号 (原案可決)	令和7年度東通村下水道事業会計補正予算（第3号）	«主な内容» 白糠浄化センター電気設備の故障に伴う処理場費の増額及び建設改良費の減額
議案第68号 (原案可決)	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	「黒石地区清掃施設組合」が本年度末で解散することに伴い規約変更するもの。
議案第69号 (原案可決)	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	同上

## «陳 情»

第4回定例会までに送付があった3件の陳情書の対応を審議しました。

要 旨	陳 情 者	付託委員会等
高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情	青森県社会保障推進協議会 会長 大 竹 進	資料配付
日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出の陳情	原水爆禁止青森県協議会 会長代行 松 島 明	資料配付
臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	一般社団法人 中国における臓器移植を考える会 代表 丸 山 治 章	資料配付

## «第4回臨時会(令和7年12月25日)»

村から提案された補正予算案件1件を審議しました。

議案番号	件 名	内 容
議案第70号 (原案可決)	令和7年度東通村一般会計補正予算（第6号）	«主な内容» ◆国及び青森県の補正予算に係る物価高対策関連事業の追加 ◆12月8日深夜に発生した、青森県東方沖地震の被害箇所の復旧及び避難所運営などに要した費用の計上

一般質問は、議員が村政運営全般に関して、執行機関に疑問点を質問し答弁を求めるものです。今回は12月11日の本会議で3名（3番 田村議員、4番 南谷宏三、5番 川村隆）が登壇し、一般質問を行いました。

◆記載している質問と答弁は紙面構成及び可読性を考慮し要約で掲載しています。実際の発言や議事録とは異なる場合があります。

1

### 3番 田村 智和 東通村におけるクマ被害対策について



#### 【田村議員の質問】

現在、青森県ではツキノワグマ出没警報が発表され、むつ市内でも人的被害が発生するなど、深刻な状況となっている。東通村におけるクマの出没状況と今後の被害対策についてお伺いする。

#### 【畠中村長の答弁】

村内での人的被害は無いが、昨年の目撃情報48件に対し、今年は114件と2倍以上に増えた。ツキノワグマの捕獲状況は昨年10頭に対し、本年11月15日現在、過去最多80頭であり、主な捕獲場所はブルーベリー園12頭、スイートコーン畠2頭、デントコーン畠30頭、栗畠17頭で被害面積は約2haとなる。

有害鳥獣捕獲は農作物被害に専門的な知見を持つ、下北郡獣友会に業務委託しているが、本年並みに活動機会が多くなれば、銃の管理、訓練、ガソリン代等、会員個人の経済的負担が大きく、もはや地域貢献の枠を超ってしまう。くわえて、住民の安全確保や被害防止には、地域巡回等での状況把握が必要不可欠だと考え、有害鳥獣等の生態に詳しく、地域の特性を熟知し、専門的な知見を併せ持つ下北郡獣友会員を集め支援員に委嘱し、住民の理解を得ながら、活動の充実と経済的負担軽減を図ることとした。下北郡獣友会との対話を重ね、後継者育成等、諸課題解決にも取り組む。

自治体が判断する緊急銃猟については、市町村のマニュアル策定に向けた研修会を、去る11月25日に県が開催した。今後、下北管内市町村と足並みをそろえ、策定を進める。また、住民への注意喚起情報として、村広報誌に右記の内容を掲載しているため、参考とし、安全確保に努めてほしい。



#### 《詳細》 注意喚起情報について

- ◆ 広報ひがしどおり12月号で以下を掲載。
  - ①クマと遭遇しないための対策
  - ②万が一遭遇した場合の対処法
  - ③クマ捕獲情報一覧
  - ④ツキノワグマ捕獲場所一覧

#### 【田村議員の発言】

村広報誌を拝見し、非常に多くの捕獲があったことを改めて知り、担当課のご苦労に頭が下がる思いでいる。12月2日には、下北郡獣友会員に集落支援員を委嘱したという報道も拝見した。とても力強い活動になると思う。村長には、村民が早く日常の生活に戻り、安全・安心が守られるよう、これまで以上の施策を期待する。

2

## 4番 南谷 宏三

### スルメイカ漁停止継続による村内影響について



#### 【詳細】「漁業間（イカ釣り漁師間）の温度差」一例（南谷議員談）

- ◆Aは4.9 tという小さいイカ釣り漁船で、東通沖合で操業している。
- ◆Bは19 tという小型船の中でも大きな船で、三沢、八戸海区でイカ釣り漁を行っている。
- ◆AとBには操業能力に差があり、Aが7月から9月の3ヶ月で450ケースの水揚げなのに對して、Bは同量のケースを2、3日でとってしまうとのこと。

#### 【南谷議員の質問】

現在、スルメイカ漁は漁獲過多により一部を除き、操業停止となり、イカ漁で生計を立てる漁業者は甚大な影響を受けている。私もその一人である。先般、青森県知事が農林水産省を訪問し、漁獲可能量制度の柔軟な運用を求める要望を行い、現在の制度では小型漁船の枠組みが大きく、実情に即さないとの考えを述べていた。簡単な一例を挙げると左記のとおりである。

これが、風間浦村長が新聞でコメントした「漁業間（イカ釣り漁師間）の温度差」である。このような不平等を解消するには、一隻一隻に漁獲の制限を求める等、細やかな体制が必要。12月3日付けの新聞で、青森県知事は「船ごとに（枠を）割り当てられる精度に高めて、一隻ごとの報告と全体の数量、またそれを監視するものも強化していかないといけない」と提案しており、漁業の現場は大いに賛同している。

一方で、スルメイカ漁が10月20日に禁漁となり、ほぼ全船がタコ漁に移行し、11月解禁のタコ漁に不安が広がっている。タコ漁に依存する漁業者は水揚げが大幅減となり、タコ漁も漁獲制限される懸念に怯えている。また、漁師離れが更に進むのではないかと、将来への不安を抱えて過ごしている。村長にはスルメイカ漁停止の影響と、この危機的状況を踏まえ、東通村水産振興推進協議会長としての考え方を伺いたい。

#### 【畠中村長の答弁】

村内水産業は大不漁に陥った昨年と比較すると、やや回復傾向にある。特に、主力のスルメイカ漁は、太平洋沿岸で近年にない豊漁と伺っており、10月末日までの小型イカ釣り漁船は、昨年の228tと比較すると3倍以上の736tの漁獲量である。スルメイカは漁獲可能量（TAC）に基づき管理されており、これまでの推移は右記のとおり。

スルメイカ漁は年々漁獲量が低迷し、漁獲可能量が減り、水産庁は管理体制の甘さや報告漏れを指摘し、協議会は漁獲量の速やかな報告について早期に対策を講ずるとしている。国際法で定めたTAC制度は各漁協で組合員に説明した上で、組合員の理解の下、操業すべきだと認識するが、本事案も含め制度の説明を果たしていない漁協もあると伺っている。先般、宮下知事に漁業者の声・思いをお伝えし、知事も農林水産省に対し漁獲可能量の柔軟な運用を求めていた。11月16日には農林水産副大臣が来県し、漁業者との意見交換の場で、漁獲枠の大幅超過を「大変遺憾」としながらも「国の保留分からの振替や他漁業種からの漁獲枠を融通できないか調整する」と発言した。

（次ページへ続く）



#### 【詳細】令和7年青森県スルメイカ漁獲可能量の推移（村長談）

- ◆漁獲可能量は全体枠で、1万9,200 t。9月と11月に増枠し、2万7,600 tに増加。
- ◆うち、小型漁船は当初2,800 tで開始し、8、9、10月に増枠し、4,900 tに増加。しかし、10月で5,388 tの漁獲量となり超過状態。
- ◆水産庁から採捕禁止命令があり、青森県小型いか釣漁業協議会は10月20日からの休漁を通知。
- ◆11月の増枠で最終的には5,757 tとなつたが、10月末日時点で既に約2,000 tが超過状況。

(続き)

大幅超過に対しては「漁獲量の素早い把握などの改善に向けて真摯に取り組んでほしい」と要請されている。知事は「TAC制度自体は漁師を守ることにもつながるため、非常に重要な制度であり守るべき」とした上で、スルメイカ漁獲可能量がここ数年で大幅に減ったことを踏まえ「漁獲可能量の数量が本当に適正なものか検証が必要」と述べている。現状として、村内各漁協では、休漁後における定置網漁等でのスルメイカの漁獲量は、11月末現在で約50tと伺っており、資源は豊富だと推察する。今後は適正な管理運営が図られるよう期待し、他市町村と連携を強化し、村の漁業の衰退を招くことないよう取り組む。

3

## 5番 川村 隆

1. 東通原子力発電所建設に関する漁業振興対策について
2. 道路整備について
3. 大規模な林野火災などの対応について



## 【川村議員の質問】

- ① 平成15年5月9日、ABWR締結から早22年が経過した。小田野沢漁業協同組合では漁業補償に伴う漁業振興対策を抱き合せ、平成15年4月20日の臨時総会で決議した21項目の振興対策事業がある。今現在、何%が実施されたのか伺う。
- ② 小田野沢北向地区の生活関連道は、現状、雨降り時は川となり、とても道路とはいえない状況である。整備予定・計画の有無、実施時期等の見通しを伺う。
- ③ この度、下北地域広域行政事務組合議会議員で栃木県足利市の山林火災現場視察研修を行った。火災は令和3年2月に発生。10日間延焼し約167ha、東京ドーム約60個分が焼失したこと。また、ドローンの災害時活用、スターリンク衛星通信の導入等、消防活動の説明を受けたが、大規模災害時のドローン活用は必要不可欠だと考える。東通村は山と海に囲まれ、山間は民家が多く、林野火災が起きれば人的被害が拡大する。東通消防署管内の対応状況を伺う。

## 【畠中村長の答弁】

1点目、東通原子力発電所に係る漁業補償は沸騰水型軽水炉110万kW、4基の建設計画に基づき、紆余曲折を経て、平成4年6月には、青森県知事より斡旋の提示があり、関係者の尽力で、同年8月に漁業補償協定書を締結、漁業補償金、漁業振興及び磯資源等倍増基金の創設のほか「両漁協からの要望のあった漁業振興策については、関係者間で協議の上、誠意をもって実現に努力する」と提示された。

(次ページへ続く)



（続き）

また、東北電力1号機を除く、後続3基は、1基あたりの電気出力が増大し、温排水の影響範囲が拡大するため、両電力は平成11年7月に、関係6漁業協同組合に追加の漁業補償交渉を申し入れている。平成15年3月、両漁協及び両電力会社から仲介依頼があり、村から仲介を提示したところ、関係者の尽力で平成15年5月の変更漁業補償協定書の締結に至り、追加の漁業補償金のほか「両漁業協同組合から要望される漁業振興対策事業については、前回の漁業振興策の見直しとして、関係者間で誠意をもって協議する」と提示した。

関係漁協では、当初交渉の振興策を見直し、新たに、全体で88件の振興策の要望を受けた。本漁業振興策は、多数かつ幅広い事業であり、村は、関係者間協議とともに、様々な財源を活用し、実現に向け取り組んできた。しかし、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故による、東北電力1号機の長期運転停止、東京電力1号機の本体工事開始の見合わせに伴い、財源確保が困難となり、緊急性が高い事業を中心に取り組んできた。

一方、追加の漁業補償交渉の妥結から20年以上が経過し、漁業や漁村を取り巻く環境も大きく変化したため、令和3年度には、関係者間で事業進捗状況の共通認識を図り、未実施事業を整理するための聞き取り調査を行い、当初要望88件のうちの4件は、現時点では必要性が低いと判断された。組合要望21件の漁業振興策は、事業主体が国や青森県となる事業、生活関連道等で完了に時間を要する事業はあるが、完了9件、実施中6件、計画中1件、要望中1件で、合計17件が完了又は着手済みであり、進捗率は約81%となる。

以前に川村議員から一般質問のあった灯油施設は、関係者間で協議する旨を答弁しているが、漁協からは「漁獲量が減少し、購買事業が衰退している中で、資材や漁船の燃油高騰により漁家経営が大変であることから、必需である灯油を組合員に少しでも安価で提供するとともに、購買事業の収益を伸ばしたい」と伺っている。進捗は令和4年度に基本設計、令和5年度に実施設計を行い、整備の準備はできたが、灯油販売事業実績、漁獲量低迷による、氷の販売量減少を考慮すると、令和6年度に整備した貯氷施設と併せて、新たな施設が負担となり、漁協経営がこれまで以上に厳しくなると認識する。

なお、漁業振興対策以外で緊急を要した要望等を優先してはいるものの、追加の漁業振興策について、当時、村の仲介で提示した内容は、現時点でも、いささかも変化していない。今後も実現に向けて、関係者間で協議してまいる。

2点目について、小田野沢地区では平成22年度から小田野沢漁村再生交付金事業による付帯工事後の下水道管マンホール保護を目的とした舗装工事を計画的に行っている。本工事は、国・県の補助がなく、村単独で整備しており、現在、小田野沢中川目地区を計画的・重点的に整備している。

小田野沢北向地区は令和3年度から継続実施する円卓会議の議事録を全て確認しても「雨降りは川になっておりとても道路とはいえない」等の意見や地区総代からの要望がないため、今後、円卓会議等で要望等があれば、住居の増加等、住環境の変化を勘案し対処する所存である。

3点目について、林野火災は地域住民や自然環境に多大な影響を及ぼす非常に重要な問題だと認識する。国内及び村内の発生状況は《詳細》のとおり。村の森林現況は、山林面積2万1,687ha、森林率約73%であり、火災の発生状況は《詳細》のとおり。国内での主な原因は「たき火」32.6%が最も多く、次いで「火入れ」「放火」「タバコ」であり、ほとんどの林野火災は、人の不注意等によるもので、自然現象によるものは、ごくまれである。つまり、山火事は「防ぐことのできる災害」であり、まずは、山火事防止巡回、住民への啓発活動を通じ、特に乾燥した季節は予防活動が重要である。

（次ページへ続く）

(続き)

万が一、火災が発生した場合は、所管消防署が初動体制を取り、状況に応じて、下北広域消防全精力で、火災の鎮圧を図ることとし、この体制は全ての災害で同様である。林野火災は水利確保及び消防ホースの延長困難、車両が進入できる道路状況、多数の可燃物、延焼拡大等、消火活動には悪条件だが、対応としては、県防災ヘリでの空中消火、水利確保可能であれば、消防ホースでの消火活動、さらに車両が進入不可等の悪条件下では、「背負い式消火資機材」を消防車に積載しており、現時点でも地上消火に必要な資機材は整備されていると認識する。ドローンの配備は、現在、東通消防署に未配備ではあるが、下北地域広域行政事務組合消防本部で令和5年度に1機を導入している。装備の特徴は、機体が大きく耐風性能に優れ、悪条件下でもフライト可能であり、また、スピーカー機能、高的能力メラ、体温及び燃焼箇所を感知する熱画像装置を搭載し、飛行可能時間は約55分である。令和6年4月に運用開始し、消防本部で管理し、管内の必要と判断された災害現場へ、消防本部の有資格職員と共に出場し、監視体制強化、火災初期段階での発見により被害拡大を防ぐことができる。村内で万が一、災害が発生した際には、これらの対策により、村民の安全を守り、林野火災のリスクを最小限に抑えるよう取り組む。

#### 《詳細》 国内及び村内の発生状況（村長談）

- ◆ 令和7年2月、大船渡市で平成以降、日本最大規模の山林火災が発生。地元、消防力では対応しきれず、東京消防庁をはじめとする関東や、東北各地から緊急消防援助隊が派遣された。その際、下北広域消防として東通消防署職員も出場した。
- ◆ むつ・下北管内では、令和4年5月、むつ市川内町福浦山で林野火災が発生。鎮火までの5日間で約2.95haが焼失。下北広域消防の出動車両台数38台、出動延べ人数138名、県防災及び自衛隊へり、地元消防団の出場もあり、東通消防署からも応援出場した。
- ◆ 東通村内では令和元年5月、蒲野沢地区で0.03ha（火災原因不明）、令和4年4月、白糠地区で0.3ha（火災原因タバコ）と、近年では2件の林野火災が発生している。



#### 【川村議員の再質問】

漁業振興対策は電力会社が我々、漁業者に提案したものである。「皆さんは、お金お金と言うが、何かつくってもらいたいものはないのか」との発言から、抱き合せた経緯がある。少しも手綱を緩めず進めてほしい。相手方の提案が、ほど遠く残っていることは我々からすれば、たまたまではない。実現に向けて実行してほしい。

北向地区の道路は、日常、今日のように雨が降れば、川になっており、どうにかならないだろうかということで、質問させていただいた。なんとか実現してほしい。

東通消防署管内の取組は、村長の考え方を支持する。

#### 【畠中村長の答弁】

漁業振興策は、長い歴史や経緯があるため、現時点で、決してやらないということではない。我々、関係機関、電力会社共々承知しており、対応してまいる所存である。

北向地区の道路は、先ほどの答弁のとおり、円卓会議等での要望等が一切無いことは事実。今一度、地区総代の方々にも確認し、要望があれば、検討の上で対応する旨、地元と協議を進めたい。

広域消防は、私たちはあくまでも、下北広域での消防行政と捉えており、東通消防署だけではなく、下北広域全精力を挙げて取り組むという姿勢は変わらない。



## 東通原子力発電所に関する要望活動

令和7年12月、川端議長と田村東通原発特別委員長が村議会を代表し、東通原子力発電所に関する要望活動を行いました。12月1日は東北電力株式会社（石山一弘代表取締役社長 社長執行役員）に対し、東北電力1号機の早期再稼働、そして、翌週8日には東京電力ホールディングス株式会社（小早川智明 代表執行役社長）に対し、東京電力1号機の早期工事再開に関する要望書を提出しました。今後も村と一体となり、関係各所への働きかけを行ってまいります。



（画像右側）東北電力株式会社  
石山代表取締役社長 社長執行役員



（画像左側）東京電力HD株式会社  
小早川代表執行役社長



コメントを述べる川端議長

## その他このような活動を行いました（活動の一例）

### \*下北郡町村議会議員研修会 【10月9日（アップルパレス青森）】



郡議長会主催の研修に村議会議員が参加し「下北地域の観光振興について」を演題に観光施策を学びました。

### \*灯台クリーンアップデー 【10月24日（尻屋崎）】



灯台ワールドサミットin東通の機運を高めるため、川端議長が清掃活動に参加しました。

### \*東通村産業まつり 【10月26日（役場特設会場）】



川端議長、丹内委員長が出席し、餅つきと抽選に参加しました。

## 編集後記

今号では期間中に開会した臨時会と定例会、その中でも、3名が登壇した定例会の一般質問を中心に掲載しました。

定例会、臨時会は受付をしていただければ誰でも傍聴することができます。傍聴される場合は時間に余裕を持ってお越しください。また、議会の内容については議事録の閲覧ができますので、ご希望の際は議会事務局（電話：33-2342）にご連絡ください。

東通村広報広聴特別委員会 委員長 田村智和 副委員長 川村隆  
委 員 南谷宏三、相内祥一、渡部英夫、南川誠一